

## 議案第5号

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程の制定について

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程を次のように定める。

平成15年7月11日提出

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会  
会長 鈴木俊美

大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会規程

(設置)

第1条 この規程は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第19条の規定に基づき、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 小委員会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会会長(以下「会長」という。)の指示を受け、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約第3条に掲げる事項について、協議し、又は調整するものとする。

(組織)

第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 3町の助役

(2) 3町の議会の議長及び副議長

(3) 3町の企画担当課長

(4) 3町の総務担当課長

2 前項に定める者のほか会長が特に必要と認めるときは、学識経験を有する者を委員とすることができる。

3 委員は非常勤とする。

(役員)

第4条 小委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(役員職務)

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 小委員会の会議(以下「会議」という。)は、会長の要請により、又は委員長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じて関係職員並びに関係団体職員の出席を要請することができる。

(報告)

第7条 委員長は、小委員会の協議経過及び結果について、会長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 小委員会の庶務は、協議会の事務局が行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月11日から施行する。